

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 来年度からコンビニで納税が可能に

Q : 来年度からコンビニなどで地方税の納付ができるようになるというの聞いたのですが、本当ですか。

A : 政府の構造改革の一環として、来年度から私人による地方税の収納事務が認められます。これによって、コンビニエンスストア等での納税が可能になる見通しです。

【解説】

政府が10月11日に公表した「構造改革特区推進プログラム」によると、全国において実施することが時期・内容ともに明確な規制改革事項の一つとして、「コンビニエンスストア等の私人が、地方税の収納事務を取り扱えることとする」とされています。

これまで公金の収納事務については、地方自治法で「金融機関を指定して取り扱わせる」となっていて、金融機関以外の私人は、一部の手数料等を除き、取り扱いができないことになっていました。

しかし、店舗数が多く営業時間も長いコンビニ等で納税できれば便利だという声が納税者の側からあがっており、自治体の側でも事務の効率化や徴収率の向上が期待できるため、このたびの規制緩和が実現したものです。

具体的には、平成15年の4月以降、自治体で関係条例を改正した上で、地方税の収納取り扱いを希望する私人と契約を交わして、収納事務を委託することになる見通しです。なお、プライバシー保護のため、事務の委託を受けた私人には守秘義務が課せられることになるようです。

